

9/5
2023年第1468号
(毎月5、15、25日発行)

大阪府歯科保険医協会
和武
和田
大発行人
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-hok.org/
●定価・年間10,000円 月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可



算定要件緩和と報酬体系の見直しを 次期改定に向け サマーセミナー

8月19日、講師に保団連・田辺隆副会長を招き、「2024年度医療・介護同時改定に向けて歯科医療を考える」と題してサマーセミナーを開催した。

新たな大混乱招く
田辺氏は冒頭で、オンライン資格確認義務化を強引に進めた結果、現在様々なトラブルが起こっているが、オンライン請求まで義務化され統一電子カルテまで求められれば、新たな大混乱を招くだろうと強い危惧を示した。

診療報酬改定 6月施行へ
次期改定については、

厚労省は、医療機関の負担の極小化につなげると言っているが、実施はベンダーに生じる負担のみに配慮したスケジュール変更であり、医療機関の負担軽減には全く目を向けていない。

電子カルテの普及を図る
さらにクラウドを活用して標準型の電子カルテの普及を図ろうとしている。歯科診療所のような小規模医療機関にとっては非常に大きなコストがかかり、ハードルが高いと指摘した。

利になつてくると推測されるが、小規模な診療所でも十分に地域連携ができるような算定要件の緩和や運用しやすい口腔機能の管理体系、重症の歯周病の予防管理ができるような診療報酬体系の見直しを求められる。これまでも、協会・保団連の要望で多くの改善を実現してきた。今後も現場の声を中医協や厚労省に届ける運動が一層、重要となつてくると締めくくった。

2024年度 診療報酬・介護報酬 改定に向けた保団連要求

在庫に限り無料で配布。希望される場合は協会まで (TEL06-6568-7731)

大阪府物価高騰対策一時支援金 会員には申請書類、今号同封

大阪府は、国の地方創生臨時交付金を用いて物価高騰の影響を受ける保険医療機関への負担軽減を目的とする一時支援金の申請受付を8月21日(月)からスタートしました。申請方法は、①オンライン申請②郵送のいずれかです。

今号はPR号として大阪府下の全歯科開業医の先生にお送りしています。協会は、会員の先生方の声を原動力に、社会保障の充実のための署名や国会請願、自治体要請などの幅広い運動と同時に、日常診療や経営・税務・雇用のアドバイスや最新情報の発信、共済事業など多彩な取り組みをしています。

この機会に協会へのご入会をご検討ください。

支援金概要はこちら↓

会員限定

- 施設基準研修会 (か強診)
- 個別指導講習会

日程決まりました

詳細は4面へ

支給額	歯科診療所・歯科技工所：3万円（1事業所）
受付締切	2023年10月20日（金）
オンラインによる申請	
「電子申請 申請方法について」を参考に右記QRコードより申請	
郵送による申請	
①大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書 ②誓約書・同意書 ③振込口座が確認できるもの（通帳の写しなど・金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が確認できる書類） ①②に必要事項を記入の上、③を添えて郵送 送付先は同封の資料をご参照ください。	

※近畿厚生局・各種名簿などで情報を取得し、未入会の先生に本紙をお送りしています。郵送停止をご希望の方は当協会事務局 (TEL06-6568-7731) まで。

最近、Twitterのアイコンが「X」に変わったが、個人的には「青い鳥」の方が安心感があったように思う。SNSは、大変便利なツールであると言えるが、個人情報流出の危険性を十分認識し、情報の信頼性を見極める目も必要になってきている。

実際イーロン・マスク氏がTwitterを買収してから、様々な問題が出てきている。アカウントが明確な理由も無く突然凍結したり、アカウントを保証する認証マークを有料会員に付与する形式に変えた事での信頼性への問題など、利益優先主義のリストラによるマンパワー不足でシステムの不安定に繋がっているとの指摘もある。Twitterは災害情報の発信手段としても利用している自治体もあるようだ。情報発信の公共インフラを特定プラットフォームに依存する危うさを認識し、公的機関や利用者が関与できるシステムを改めて考える必要があるのではないか。(N)

⑤ 保団連歯科医療改革提言のポイント

保団連は、6月25日の代議員会で保団連歯科医療改革提言第3版「歯科医療費の総枠拡大で歯科医療の発展を」を決定した。自治体との交渉や議員懇談でも活用できるよう作成。すべての国民がより良い歯科医療を受けられるよう保団連の目指す歯科医療の姿を明らかにする。保団連政策部員の戸井逸美副理事長がポイントをシリーズで解説する。

戸井逸美保団連政策部員が解説

雇用確保

2020年度の新卒歯科衛生士に対する求人倍率は20・7倍（全国歯科衛生士教育協議会）となっています。歯科医療機

補綴点数の引き上げで 低い歯科技工料の解決を

歯科衛生士実地指導料（80点）など、低すぎる歯科衛生士の労働への評価を引き上げるとともに、訪問診療における歯科訪問診療補助加算（訪問補助）と同様、外来診療においても歯科衛生士の補助の下に行う診療体制評価を設けるべきです。特に、歯周病のメンテナンスなどへの適正な評価が必要と見られます。将来的には、栄養指導、接指指導、食育など歯科衛生士の専門性を活かした業務の拡大が期待されています。



歯科技工士の離職率の高さ

歯科技工士の離職率の高さの背景には、歯科技工士の厳しい労働実態があります。保団連が2016年に実施した歯科技工所へのアンケート調査では、週当たりの労働時間81時間以上が32・1%、可処分所得300万円以下が53・3%に上りました。歯科技工士問題の大半は長時間労働と低所得です。

7・3告示

1988年、当時の厚生大臣は、歯科技工士の「製作技工料」を保険点数の概ね7割とする告示を示しました。いわゆる「7・3告示」です。しかし、その後、歯科技工士と歯科医師間の分配問題にすり替えました。結果、低歯科医療費の下で歯科技工料が切り下げられる事態を招いたのである。

全部鑄造冠（16,480円）の内訳の例（2023年4月）
概ね「7：3」の大臣告示に準ずると

材料費 11,940円	制作技工に要する費用 3,180円	制作管理に要する費用 1,360円
制作に要する費用合計 4,540円		

歯科技工士にあてられる部分
歯科医師にあてられる部分

協会直通番号のご案内

社保研究部：06-6568-7467
共済部：06-6568-7438

ご入会はこちらへ
代表：06-6568-7731